

2026年4月10日
四国電力株式会社

伊方発電所における通報連絡事象（令和8年3月分）および 通報連絡事象に係る報告書の提出について

- 令和8年3月に、当社から愛媛県および伊方町ほか関係自治体に通報連絡した事象は以下のとおりであり、法律に基づく報告事象に該当するものではなく、また、環境への放射能の影響もありませんでした。

事象	発生日	発表月日	県の公表区分
1. 伊方発電所における地震の観測について	3月16日	4月10日	C

- 過去に発生した以下の通報連絡事象について、その後の調査結果を踏まえた原因と対策をとりまとめ、愛媛県および伊方町ほか関係自治体に報告書を提出いたしました。

事象	発生日	発表月日	県の公表区分
1. 伊方発電所3号機 非常用ディーゼル発電機 3A排気管伸縮継手の割れについて	令和7年 12月5日	令和8年 1月13日	C

県の公表区分 A：即公表

B：48時間以内に公表

C：翌月10日に公表

PP：可能となった段階で速やかに公表

(別紙1) 伊方発電所における通報連絡事象の概要（令和8年3月分）

(別紙2) 伊方発電所における通報連絡事象の報告書概要

以上

伊方発電所における通報連絡事象の概要（令和8年3月分）

1. 伊方発電所における地震の観測について

3月16日5時25分頃、伊予灘を震源とする地震が発生し、伊方発電所において地震の揺れを観測しましたが、伊方発電所の設備に異常はありませんでした。
また、地震による環境への放射能の影響はありませんでした。

	水平方向	垂直方向
1号機	4 ガル	感知せず
2号機	4 ガル	感知せず
3号機	3 ガル	感知せず

伊方発電所における通報連絡事象の報告書概要

1. 伊方発電所 3号機 非常用ディーゼル発電機 3 A 排気管伸縮継手の割れについて

○事 象

伊方発電所 3号機は第 18 回定期検査において、試運転のため、非常用ディーゼル発電機^{※1} 3 A を起動したところ、排気管付近より異音を確認したため、非常用ディーゼル発電機 3 A を停止しました。保守員が現場を確認し、12月5日10時24分、排気管の詳細な点検が必要であると判断しました。

異音を確認した排気管付近を点検したところ、排気管伸縮継手^{※2}に割れがあることを確認したため、当該伸縮継手を予備品に取り替えました。また、当該伸縮継手以外の排気管の伸縮継手についても確認を行い、割れなどの異常はありませんでしたが、念のため、全数を予備品に取り替えました。

排気管伸縮継手を取り替え後、非常用ディーゼル発電機 3 A の試運転を行い、運転状態に問題がないことを確認したことから、12月15日15時14分、通常状態に復旧しました。

なお、本事象によるプラントへの影響および周辺環境への放射能の影響はありませんでした。

※1 発電所の運転中に外部電源が喪失した場合に安全にプラントを停止するために必要な機器（高圧注入ポンプ・海水ポンプ等）に電気を供給するための設備で、伊方発電所 3号機に 2 基、伊方発電所 2号機に 2 基設置している。

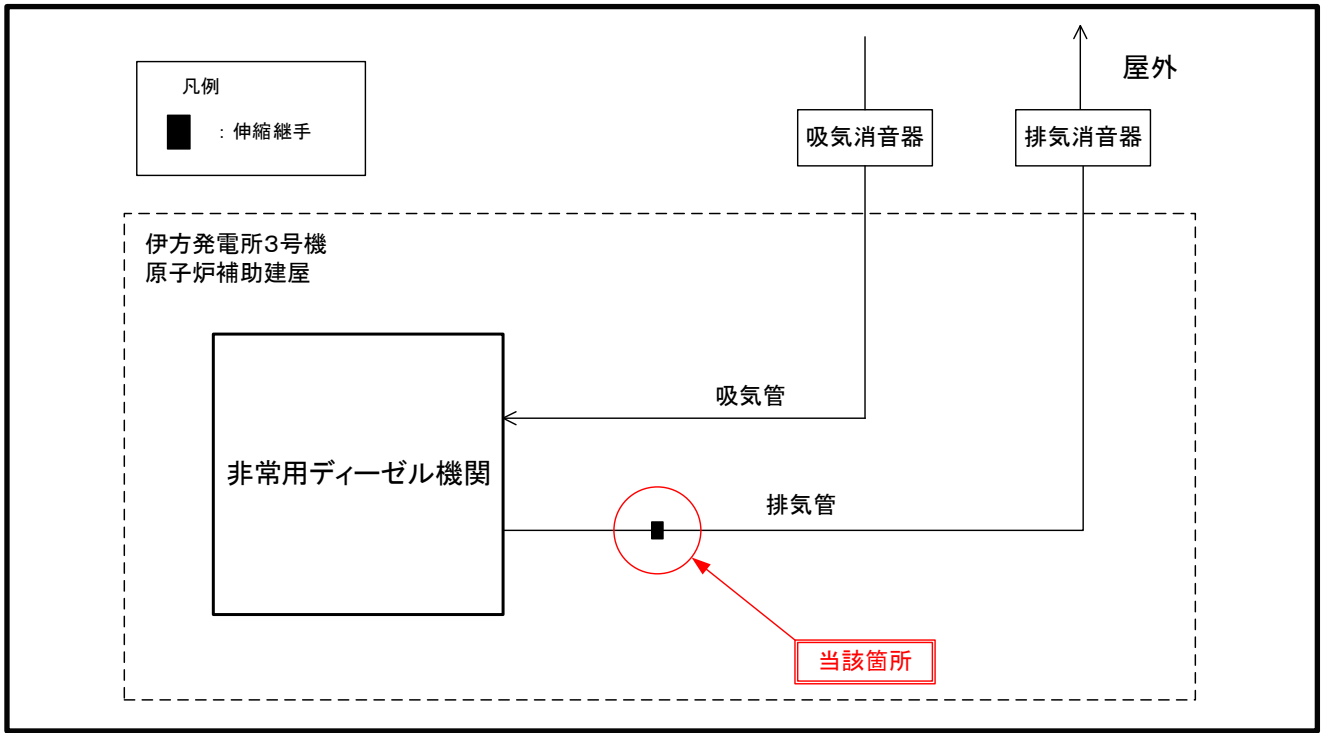
※2 非常用ディーゼル機関の駆動により発生する高温の燃焼ガスが排気管を通気することで温度変化による排気管の伸縮が生じるため、この伸縮を吸収する目的で排気管の間に設置する蛇腹状の金属で製作した伸縮性を有する管。

○原 因

当該伸縮継手は、平成 8 年 2 月以降、非常用ディーゼル発電機の運転に伴い、年間約 10 回の起動および停止による温度変化を受けながら長期間にわたり継続使用されてきました。これにより、当該伸縮継手の谷部および山部の内面および外面に疲労破壊による微小な亀裂が発生し、進展したことで最終的に貫通に至ったものと推定しました。

○対 策

- ・当該伸縮継手を予備品に取り替えました。また、念のため、非常用ディーゼル発電機 3 A に使用している全ての排気管伸縮継手を予備品に取り替えました。なお、非常用ディーゼル発電機 3 B の排気管伸縮継手については、第 18 回定期検査に取り替えを実施しました。
- ・非常用ディーゼル発電機 3 A および 3 B の排気管伸縮継手の保全計画について、12 定検毎に 1 回の外観点検と定めていましたが、10 定検毎に 1 回の取り替えに変更しました。
- ・非常用ディーゼル発電機 2 A および 2 B については、廃止プラント設備としての設備重要度を考慮し、至近の定期点検で排気管伸縮継手の状態を確認するため外観点検を実施します。



伊方発電所3号機 非常用ディーゼル発電機 吸排気系統 概略図